住所　神戸市長田区二番町３丁目１番地
トラン・ティ・シェット・ハン　昭和59年８月７日生
住所　宮城県石巻市大街道南２丁目10番57号
郷戻淑　昭和33年８月４日生
住所　長崎市本原町28番15号
楊光銘　昭和40年３月11日生
住所　埼玉県川口市芝園町３番１―1321号
金姫淑　昭和53年４月17日生
住所　仙台市青葉区愛子東３丁目14番41―１号
マリア・ハルカ・デ・アルメイダ・シケンヤ　昭和56年２月22日生
住所　東京都調布市飛田給２丁目23番地35
羅剣　昭和38年１月４日生
羅斐格　平成17年７月29日生
羅斐謙　平成20年７月２日生
住所　名古屋市中区橘１丁目７番４号
表岩夫　昭和43年７月26日生
住所　名古屋市熱田区八番２丁目15番５号
タルワッテ・ディサナヤカゲ・アミラ・ロチャナ・ディサナヤカ　昭和59年３月８日生
住所　秋田市柳田字糠塚42番地
肖英紀　昭和54年４月20日生
住所　山口県岩国市室の木町４丁目81番12号
李福孝　昭和33年12月27日生
呉紀子　昭和35年９月１日生
住所　横浜市西区中央１丁目35番８―203号
李昶徳　昭和61年11月11日生
住所　山口県岩国市牛野谷町１丁目27番33―101号
李嵩宏　昭和63年９月26日生
住所　東京都新宿区新宿１丁目６番５号
李知宏　平成５年２月24日生
住所　浜松市東区安新町203番地11
杜言保　昭和44年２月３日生
王世銘　平成６年11月14日生
王新　平成20年５月９日生
住所　浜松市東区大蒲町121番地20
杜言喜　昭和48年11月９日生
朱隆　平成12年７月29日生
朱夷　平成20年８月11日生
住所　京都府舞鶴市字下安久67番地37
林寛隆　平成３年10月11日生
住所　京都市左京区八瀬近衛町458番地６
嚴愛子　昭和39年９月28日生
梁皓介　平成３年９月１日生
梁拓　平成９年12月２日生
住所　群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩1162番地３
ジョン・モロス　平成６年10月21日生
住所　広島市中区基町18番１―472号
曺福兆　昭和21年１月６日生
住所　広島県福山市高西町２丁目２番14号
姜永治　昭和54年１月９日生
住所　広島市中区富士見町４番24―1303号
成文　昭和52年10月17日生
成健壹　平成26年９月29日生
住所　千葉県柏市若柴６番地286
ダニエル・ボナヴェントゥラ・ダラン　昭和51年８月15日生
パトリシア・オブサン・モリナ　昭和46年６月25日生
ユウナ・モリナ・ダラン　平成16年７月15日生
住所　三重県伊賀市陽光台2015番地１
エドアルド・ヒラシマ　昭和46年９月８日生
レア・マユミ・ヒラシマ　昭和45年１月５日生
ミレネ・ミユキ・ヒラシマ　平成９年９月18日生
住所　京都市北区紫竹西栗栖町３番地１
アドリアノ・ケンジ・ヒラシマ　平成５年12月13日生

○農林水産省告示第五百三十号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第九条第二項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める区域を次のように定め、公布の日から施行し、平成二十六年三月二十六日農林水産省告示第四百六十五号（家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項の農林水産大臣が定める区域を定める等の件）は、同日付けで廃止する。

平成二十七年三月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　ブルセラ病の検査に係る家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項の農林水産大臣が定める区域は、次の表のとおりとする。

都道府県名	区域
佐賀県	嬉野市

二　結核病の検査に係る家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項の農林水産大臣が定める区域は、次の表のとおりとする。

都道府県名	区域
兵庫県	南あわじ市

○農林水産省告示第五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡山江村大字万江丙字水無一一四の一一五から一一四の一一八まで、一一四の一一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字水無一一四の一一六・一一四の一一七・一一四の一一〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字上色見字猫嶽一〇の二一四、一〇の二三二の五、一〇の二六八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字猫嶽一〇の二六八、一〇の二一四・一〇の二三二の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び岩手町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第二八地割一六の一一、一六の四三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

第二八地割一六の一一・一六の四三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県二戸郡一戸町平糠字落合六四の四二、六四の四七、六四の五一、六四の五三、六四の五七、六四の五八

二　指定の目的　土砂の流出の防備